

經濟論叢

第157卷 第1号

尾崎芳治教授記念號

| | | |
|---------------------------------------|-------|-----|
| 献 辞 | 菊池光造 | |
| 資本循環と資本類型 | 渡辺尚 | 1 |
| イギリス土地貴族デヴォンシャ公爵の アイルランド所領経営 | 本多三郎 | 29 |
| J. F. ジェルム「19世紀フランスにおける 雇用と労働力」の検討 | 清水克洋 | 60 |
| 『資本論』における一般的・ 歴史的範疇について | 梅垣邦胤 | 80 |
| ドイツ大土地所有史小論 | 加藤房雄 | 96 |
| ナチ経済とアメリカ大企業 | 西牟田祐二 | 119 |
| 現代アメリカの農地所有構造 | 中野一新 | 143 |

尾崎芳治 教授 略歴・著作目録

平成8年1月

京 都 大 学 経 済 学 會

ドイツ大土地所有史小論

——ザクセンのヴェンツェル家——

加藤 房 雄

I はじめに

「ドイツ最大の資本主義的農業経営」¹⁾に数えられたカール・ヴェンツェル (Carl Wentzel) の「農工複合体」²⁾(約7,000ヘクタール規模)は、ヴェンツェル社とボルツェ (Boltze) 社との企業合同として、1915年に完成する。それは、ボルツェ家ゆかりのエラ (Ella von Zimmermann) とカールとの1906年の婚姻 (Zweckheirat) を機縁としていた。1876年生まれのカールが、知られうるかぎりでのヴェンツェル家六代目の当主だったとするならば、エラは、ボルツェ社の起業者ヨハン (Johann Gottfried Boltze) の娘婿ツィムマーマン (Zimmermann) の系譜に連なる婦人であった³⁾。

ザーレ川沿いに広がるハレ盆地に大土地所有を構えたヴェンツェルとボルツェが辿った歩みは、それ自体、ドイツ・ユンカー階級の近代史を見る上での興味深い事例と言ってよいが⁴⁾、わたくしは、すでに二つの小稿⁵⁾において、

1) Alfred Bues, *Die ökonomische und politische Rolle Carl Wentzels (9. 12. 1876-20. 12. 1944) als Agrarkapitalist und Monopolist* [Maschinenschrift], Halle (Saale) 1972, S. 44ff.

2) 拙稿「山東独における農業史研究の最新成果とその意義——批判的継承のために——」『土地制度史学』第138号, 1993年, 52-53ページ, 参照。

3) Vgl. A. Bues, *a. a. O.*, S. 38f.

4) ドイツ大土地所有者史に関する精細な実証分析は、さほど多くないというのが現状である。この点とかかわって、ブラックボーン (David Blackbourn) は1987年に、「ユンカーの土地財産の管理や地方的な社会的・政治的権力との関連などについての実態はおどろくほど僅かしか研究されていない。トムスン (E. P. Thompson) がイギリスに関して行った研究 *English Landed Society in the Nineteenth Century*, London 1963, にあたるような研究は、ドイツでは見あたらない。しかし、今日では詳細な研究が、カリフォルニア大学のハーゲン (William W. Hagen) などノ

「砂糖王」⁶⁾ ヴェンツェルへの論及を行ったことがある。それは、一つには、農業史の大家ミュラー (Hans-Heinrich Müller) が、ヴェンツェルの事例を、御料地借地人 (Domänenpächter) の独特のブルジョア的性格を体現した一典型として評価しつつ紹介した実証研究⁷⁾ への興味に端を発しているが、さらに、これに加えて、ヴェンツェルの大土地所有は、東ドイツ消滅後の「広い意味でのエンカー的大土地所有の部分的復活の一指標」⁸⁾ と目されてよいのではないか、というつごう二つの問題関心に基づいていた。

本稿は、さしあたり、従前からのこうしたささやかな問題意識を踏襲しつつ、ドイツ大土地所有の近現代史的展開に関する若干の実証的検討の継続を、ヴェンツェル家の個別事例から明らかにされうるかぎりでも果たしておくための試論的一小稿である。ただし、紙幅の制約もあり、考察の対象は、ヴェンツェル社とボルツェ社の起源を尋ねた上で、独占資本主義の成立・展開期におけるヴェンツェルの「社会的業績」⁹⁾ と地域管理政策を分析し、最後に、ナチズムとの協調と相克の果てに、ヴェンツェルの処刑という悲劇的終幕を迎えるまでの個別家族史の大筋を跡づけることに限定せざるをえない。なお、主要資料としては、注1)に挙げた、A. ブエス (Alfred Bues) の学位請求論文を使用した¹⁰⁾ が、有り体に言うと、この論考には、1970年頃の東ドイツの政治状況がしからしめた影響からか、言わば公式マルクス主義的な、特定のイデオロギー的見地の混

10) によって特定のエンカー経営について行われつつある」と述べている。D. ブラックボーン・G. イリー・R. J. エヴァンズ著、望田幸男・川越修・工藤章男・小林聡人訳『イギリス社会史派のドイツ史論』見洋書房、1992年、注26ページ、参照。

5) 拙稿「東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業=土地制度史把握の一視角——」『西洋史研究』新編第23号、1994年、所収、そして、注2)に挙げた小稿を参照。

6) A. Bues, a. a. O., S. 93f., 176 u. 188.

7) H.-H. Müller, Pächter und Güterdirektoren. Zur Rolle agrarwissenschaftlicher Intelligenzgruppen in der ostelbischen Landwirtschaft im Kaiserreich, in: Heinz Reif (Hrsg.), *Ostelbische Agrargesellschaft im Kaiserreich und in der Weimarer Republik Agrarische-junkertliche Interessenpolitik-Modernisierungsstrategien*, Berlin 1994, S. 267-285. 以下、引用は、論稿の主題のみ (Pächter und Güterdirektoren) を記す。

8) 前掲『西洋史研究』所載の拙稿、同誌、169ページ、参照。

9) Vgl. A. Bues, a. a. O., S. 141ff.

入と即断と言わざるをえない箇所が、全くないわけではない。本稿においては、したがって、このようなイデオロギー的決めつけを排し、史実に即した厳密な個別大土地所有史の再構成という一点に的を絞って、検討を進めることとする。

II ヴェンツェル=ボルツェ両社の系譜

1 「農業のクルップ」¹⁰⁾カール・ヴェンツェルの家系¹¹⁾

ヴェンツェル家の発展の基礎を築いた初代のゲオルク (Georg Philipp, 1734. 9. 16-1791. 12. 1) は、1765年に、御料地 (Oberamt) Schraplau (I) を、プロイセン王子アウグスト (August Ferdinand) から賃借りする。Löderburg の畜耕可能農 (Besitzer eines Anspannerhofes) であるとともに、Güsten 在の騎士農場の借地人 (Pächter) をも勤めたゲオルクは、農民地の売却と騎士農場における隷農搾取とによって得た資金を、御料地の借地契約締結用の9,834ターラー (Taler) に達する貨幣調達に振り向けた。第1表¹²⁾は、この金額の内訳を示している。

ビール醸造所と石灰製造所を備えた御料地シュラプラウは、材木利用権・狩猟権・漁業権をも掌握したが、そこでの封建的關係を特徴づけた要因は、言うまでもなくその農場経営であった。1,375モルゲン (Morgen) の農用地にあっては、手耕と畜耕の賦役が使われていた。ヴェンツェル自身は、4-5頭の役

第1表 借地関係の締結
(単位：ターラー)

| | |
|-------|-------|
| 3,000 | 保証金 |
| 1,131 | 現金支払い |
| 54 | 契約手数料 |
| 5,420 | 借地料 |
| 229 | 公租公課 |
| 9,834 | 合計 |

馬と若干の下僕 (Knecht) しか持たなかった。御料地における労働力構成は、第2表¹³⁾のとおりである。1742年の畜耕賦役条例によれば、アンシュペナー1人には年104日にのぼる賦役が義務づけられていたので、もしも、その他の農

10) H.-H. Müller, Pächter und Güterdirektoren, S. 273.

11) 本節は、おもに、A. Bues, *u. a. O.*, S. 1-18 u. 48, に依拠している。

12) *Ebenda*, S. II, より作成。

13) *Ebenda*, S. 3, より作成。

民たちもまた、同一日数の賦役を履行していたと仮定できるなら、シュラブラウでの賦役総日数は、年間10,088に達し、ヴェンツェルは一日に30人以上の労働力を使役していた計算になる、とA.プエスは述べている。

第2表 シュラブラウ農場の労働力

| | | |
|---------|-------------|-----|
| 畜耕賦役農 | Anspanner | 19人 |
| | Halbspänner | 4 |
| | Kärner | 7 |
| 手 賦 役 農 | Handfröner | 6 |
| | Kossaten | 61 |
| 合 計 | | 97人 |

ヴェンツェルの勢力範囲は、御料地管理人 (Amtsrat) としての権限で領民に対する裁判権を握ることにより、Oberröblingen・Niederröblingen・Bennstedt・Melmsdorf・Asendorf・Schaffsehe・Nieder-Alberstedt・Ober-Alberstedt の計八つの村落 (Amtsdorf) と Röbling 農場 (Vorwerk) との全住民、ならびに、シュラブラウの市場町 (Flecken) に住む半数の人々にまで及んだ。彼は、1766年には早くも第二の御料地の賃借りに乗り出す。御料地 (Unteramt) シュラブラウ(2)である。そのために要した費用は5,900ターラーだった。彼は、また、755ターラーを前任のペヒターに支払うことをも忘れなかった。シュラブラウ(2)の借地によって、ヴェンツェルの勢力圏は、大幅に拡張される。当該の御料地管区 (Amtsbezirk) には、Stedten・Amsdorf・Wansleben・Köchstädt・Steuden・Wornstedt の各村落と Etdorf 農場が属していたからである。石灰製造所をおく御料地そのものの耕地面積は、1,695モルゲンであった。さらに、ヴェンツェルは、この借地契約の締結ゆえに、Alberstedt 在の一農地 (Anspannergut) を入手するという余得をも享受した。

シュラブラウ(1)の賃借りの7年後 (1772年) に、彼は、「ペヒターでしかない存在」¹⁴⁾ に終止符を打つ。オーベルレーブリンゲンにあった約400モルゲンの大きさの自由農場 (Freigut) を、10,900ターラー支払って取得したからである。ちなみに、同農場は、1877年にシュテッテン騎士農場の耕地を買い足すことによってかなりの拡大を見た。このように、初代のゲオルクの時からすでに、

14) Ebenda, S. 6.

第3表 ヴェンツェル家の系譜

| | |
|------------------------------|----------------------|
| 1. Georg Philipp | 1734.9.16-1791.12.1 |
| 2. Andreas Friedrich Philipp | 1776-1826 |
| 3. Heinrich Moritz Carl | 1790-1856 |
| 4. Carl Emil | 1812-1882 |
| 5. Carl | 1843-1907 |
| 6. Philipp Kurt Carl Emil | 1876.12.9-1944.12.20 |

ヴェンツェル家の勢力は、シュラブラウに発してハレ方面にまで至る相当広い地方一円に及んだのである。

その後の展開は、およそ次のようなものだった(第3表¹⁵⁾参照)。シュラブラウを父から受け継いだ二代目のアンドレーアスは、18世紀末に Schafsee 騎士農場を、そして1812年には、分農場 (Vorwerk) Langenbogen を持つ御料地 (Domäne) Brachwitz を借地経営し始める。ランゲンボーゲンとブラハヴィッツの大きさは、それぞれ577.08ヘクタールと413ヘクタールであった¹⁶⁾。このランゲンボーゲンに四代目が甜菜糖工場を設立した年は1848年だったが、六代目のカールがそれを拡張し、近代化したのは1882年のことである。A.ブエスによれば、カールの時代に頂点に達する資本主義発展のいしずえを築いたのが、三代目のハインリヒであった。それは、彼が加工工業としての製糖業にはなお手を出さなかったものの、自分の農業経営を甜菜栽培に特化させた¹⁷⁾のち、

15) *Ebenda*, S. 1, 7f, 10, 16, 48 u. 242, より作成。カール・ヴェンツェルは、アメリカ・キューバ・メキシコ・コロンビアから太平洋を渡る世界一周視察旅行 (1900-1901年) の際に、中国と日本にも立ち寄っている。なお、A.ブエスとH.-H.ミュラーを読みくらべると、カールの処刑の日に食い違いが見られる。本稿では、A.ブエスに拠った。

16) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter und Güterdirektoren*, S. 273. なお、A.ブエスは、ランゲンボーゲンの大きさを507ヘクタール、そして、ブラハヴィッツを409ヘクタールと記述している。Vgl. A. Bues, *a. a. O.*, S. 224f.

17) ハレ盆地のザルツミュンデ・トイチェンタールから見れば、ザーレ川をはさんでちょうど真向かいに当たる東方の地に居を構えた von Wuthenau 家の三つの大土地所有 Gleisen (373.77ha)・Hohenthurm (503.03ha)・Niemberg (234.53ha) における甜菜栽培面積の推移は、付表から容易に看取されるとおり、世紀転換期に飛躍的な増大を示した。この点でのザクセン地方の主導的地位は、明らかである。なお、騎士農場ホーエントゥルムは、1879年に世襲財産 (Fideikommiß) 化されている。Vgl. *Landeshauptarchiv Sachsen-Anhalt, Außenstelle Wernigerode, Rep. H Hohenthurm, Nr. FB, Bl. VIII; Nr. 1049, Historische und statistische Übersicht über die*

1847年にその跡を襲った長男が、父の経験を基礎にしつつ、ランゲンボーゲン甜菜糖工場の開設にこぎつけることができたからである。

この四代目以降、ヴェンツェル家は、父祖伝来の農業経営のみの域を脱して、「農工生産の資本主義的大経営」¹⁸⁾たるヴェンツェル社として大きく発展してゆく。シュテッテンに存した225ヘクタールの騎士農場を1857年に入手したことを皮切りにして、翌年にはアムスドルフ在の土地を、そして1859年に Eisdorf の200ヘクタール規模の自由農地を、さらに、その次の年を迎えると、Teutschenthal にある自由農場その他を立て続けに買い占めていったばかりではなく、シュテッテン等に位置した褐炭鉱山を三つ獲得することにも成功したカール・エーミールは、「農業資本と工業資本の融合」¹⁹⁾にひたすら専心した。五代目のカールもまた同じ様に、所有地規模の拡大に努めるとともに、1885年には、ヴェンツェル家の拠点となるトイチェンタールに壮麗な大邸宅を新築して、「大農業家と独占資本家の融合過程」²⁰⁾を体現する道を一路邁進してゆく。

上述のヴェンツェル家が、「砂糖王」ないしは「砂糖男爵」²¹⁾と称された六代目に至って、「農業のクルップ」との異名をとるドイツ有数の独占資本家を生みだしたとすれば、もう一方のボルツェ家は、尾崎芳治氏のいわゆる「資本形成史の牧歌説」²²⁾のドイツの形態と言うべき「クルップ伝説」²³⁾を地で行く家

、 Rittergüter Gleisen, Hohenthurm und Niemberg, dargestellt vom Kammerherrn v. Wuthenau, 1904, Bl. 4-24.

付表 甜菜栽培面積と収穫高

| | Gleisen | | Hohenthurm | | Niemberg | |
|------------|---------|------------|------------|------------|----------|------------|
| 1887—1888年 | 49.5 ha | 22076 Ztr. | 76.5 ha | 34880 Ztr. | 50.25 ha | 23316 Ztr. |
| 1902—1903年 | 95.25 | 57861.9 | 155.5 | 96730.1 | 82.25 | 51347 |

(注) 4 Morgen=1 ha と換算した。Ztr. はツェントナー。

18) A. Bues, *a. a. O.*, S. 10.

19) *Ebenda*, S. 16.

20) *Ebenda*, S. 17.

21) *Ebenda*, S. 182.

22) 尾崎芳治『経済学と歴史変革——労働指揮権としての資本・生活意識・土地所有——』青木書店, 1990年, 44ページ。

23) 「クルップ伝説」にいわく。すなわち、ボルツェは、一介の農民の小せがれから身を起こし、ノ

第4表 J. G. ボルツェ社の系譜

| | |
|---|----------------------|
| 1. Johann Gottfried Boltze | 1802.1.14-1868. 5.30 |
| 2. Leopold August Julius Zimmermann | 1826.6.17-1875. 6. 9 |
| 3. Leopold Julius August von Zimmermann | 1849.6.16-1913.11.25 |
| 4. Leopold August Julius von Zimmermann | 1887.6. 4-1915. 7.20 |
| 5. Ella von Zimmermann | ?-1949 |

筋として推賞されることの多い家系であった。次に、この一家の歴史を瞥見しよう (第4表²⁴⁾ 参照)。

2 ボルツェ家の「クルップ伝説」²⁵⁾

ボルツェ社 (Firma J. G. Boltze) の創業者ヨハンは、男系の跡継ぎに恵まれなかったため、社名は、彼の娘婿だったツィムマーマンの子孫によって守られてゆく。同家は、1900年に貴族に列せられる。四代目は男子を持たなかったので、同社は、彼の姉妹のエラの手に渡る。前述のとおり、このエラがカール・ヴェンツェルの妻となるのである。

さて、初代のヨハンが1818年に得た父祖からの遺産は、一軒の宿屋と三つの手賦役農耕地 (Kossatengut) にすぎなかった²⁶⁾。農地のうちの一つは、18モルゲンだったことが分かっている。彼はまた、Salzmündeにおいて、プロイセン政府の収税吏としての官職にも就いていた。資料によれば、同家の始祖はもともと、手賦役農耕地を一つしか持たぬ「貧農」²⁷⁾ 以外のなにものでもなかったのだが、その後の「分解過程」²⁸⁾ を経て、ヨハンの時代に至るや、「富農最上層」²⁹⁾ に属するまでに成長したのだった。それゆえ、同家の事例は、中部

、勤勉・実直・努力によって無から有を、しかも大企業を築き上げたのであった、と。Vgl. A. Bues, *a. a. O.*, S. 20 u. 26. この伝説は、本源的な資本形成を、「自己労働にもとづく勤勉・儉約・禁欲・徳義による蓄積の結果」ととらえる「資本家的所有の市民的合理化」論のドイツ版にほかならない。尾崎芳治、前掲書、22ページ、参照。

24) A. Bues, *a. a. O.*, S. 39 Anm. 1) u. 249, より作成。

25) ここでの分析は、主として、*ebenda*, S. 18-44, に拠っている。

26) J. G. ボルツェは、1818年に、三つめの手賦役農耕地 (Höpfner) 地を競り落として手に入れた。

Vgl. *ebenda*, S. 19.

27), 28), 29) *Ebenda*, S. 19.

ドイツ・ザルツミュンデにおける小農民の富農への上昇・転化の一好例と言ってよい。

ヨハンは、当初から、陶器の原料となるカオリンとアルミナの採取と販売を手がけていた。また、製粉所としての機能を果たしただけでなく、搾油所と製材所の役割をも兼ねあわせた、土地つきの水車施設を義父から取得すると同時に、自前の造船所をも建設して、マクデブルクからベルリンに至る河川航行を積極的に利用する一大販路網を築き上げた。1832年には、プロイセン最大と言われるれんが工場を建造し、続く1835年に、ハレの砂糖精製所の創設にも資本参加した彼の企業家活動はとどまるところを知らず、それは、褐炭坑の取得と本拠地ザルツミュンデにおける1847年の砂糖工場の建設から、蒸留酒製造所開設の取行（1855年）と、先述の水車施設の全面更新（1862年）にまで及んだ。こうして、起業時からわずかに40有余年後の1865年頃には、工業設備を整えた「有機的農場複合体」³⁰⁾と言うべき大規模資本主義経営が、中部ドイツに出現する。1866年時点で約2,900ヘクタール規模に達したボルツェの大土地所有は、1852年と1862年に獲得した二つの騎士農場を含む計36の私有農場と15の借地農場を包括していたが、それは、ザルツミュンデを中心に合計15にのぼる農村自治体（Landgemeinde）にも及ぶきわめて広大な範囲にわたっていた。人々は、これを、「ザルツミュンデの奇跡」³¹⁾と呼んで称賛することしきりであったと伝えられている。

このボルツェ社を引き継いだ社長のツィムマーマンは、同社四代目のレオポルト・アウグスト・ユーリウスの時に、プロイセン農村自治体連盟（Preußischer Landgemeinde-Verband）において重責を担うとともに、1913年にはプロイセン農村自治体会議（Preußischer Landgemeindetag）の議長にも選出される地方名望家としての名声をほしいままにした。彼は、農村自治体長（Gemeindevorsteher）・警察管区長官（Amtsvorsteher）兼、郡会（Kreistag）

30) 前掲「土地制度史学」所載論文、同誌、52ページ、参照。

31) A. Bues, a. a. O., S. 26.

議員にまでのぼりつめる立志伝中の人物となったのである。

第一次世界大戦期の1915年に生まれた「C.ヴェンツェル-トイチェンタール、J.G.ボルツェ-ザルツミュンデ」社は、このように、それぞれ別個の経路で発展してきたヴェンツェル社とボルツェ社の融合による一大「農工複合体」にほかならなかった。それは、Domänenpächter (ヴェンツェル) と Gemeindevorsteher (ツィムマーマン) の合一という一面を併せ持つと言ってよいが、一方の始祖が Anspanner であり、他方ボルツェの先代が Kossate だったかぎりでは、両者ともに、W.トロイエ (Wolfgang Treue) のいわゆる「農民企業家」³²⁾ bäuerlicher Einzelunternehmer の系譜を引く部類に属した、と見て差し支えないであろう。前述のとおり、ヨハン・ゴットフリート・ボルツェが、ドイツ的「先代伝説」³³⁾ と言うべき「クルップ伝説」を体現した起業家であったとすれば、もう一方のカール・ヴェンツェルは、たとえ先代が農民だったにせよ、その系譜的痕跡をもはや感じさせぬ、後代の20世紀における「ヴェンツェル伝説」³⁴⁾ を作りあげたユンカー的大土地所有者となったのであった。次節では、このヴェンツェルの「社会的業績」の実態を検討する。

III ヴェンツェルの「社会的業績」³⁵⁾

「ヴェンツェル伝説」が生みだされるに大いに与かって力があつたもの、それは、多くの農村労働者住宅の建設と職員・使用人・労働者のための記念基金 (Erinnerungsstiftung) との二つであった。C.ヴェンツェルは、第一次世界大戦中からすでに、こうした用途のために30万マルクの基金を用意していたが、戦後はこれに加えてなお170万マルクを拠出した。その結果、トイチェンタールとザルツミュンデ一帯には、250以上のアパートが新築される。また、病氣

32) W. Treue, Der landwirtschaftliche Unternehmer in Ostdeutschland. Bemerkungen über einen vernachlässigten Bereich der Wirtschafts- und Sozialgeschichte, in: *Tradition. Zeitschrift für Firmengeschichte und Unternehmerbiographie*, 3. Jg., 1958, H. I, S. 39.

33) 尾崎芳治, 前掲書, 43ページ。

34) A. Bues, *a. a. O.*, S. 141.

35) 叙述は, *ebenda*, S. 141-151, を主たる素材としている。

や貧困時に勤労者を救済する目的で作られた労働者支援金庫と、一種の老齡年金として設けられた年金基金もまた有効に機能したと見なされている。ヴェンツェルの場合、確かに、東エルベの一般的なユンカー階級の姿勢と比較するならば、当該の課題に対してはるかに積極的な態度を示したことは認められてよい。彼が提供した社宅は、1935年時点で1,023の多数にのぼったからである。

このような一種の地主・企業家パターナリズムの「社会的業績」を無批判的にほめそやす一部の傾向に対して、A. プエスは、「搾取と博愛」³⁶⁾の両面を兼ね備えた「農業資本家ヴェンツェルの二つの顔」³⁷⁾を指摘しつつ、むしろ、その前者の側面を強調する観点から次のように述べる。模範的な住居ももちろんあるにはあったが、労働者居住地のすべてがそのような理想的な状態におかれていたわけでは必ずしもない。家畜小屋や納屋などを手直ししたにすぎぬ劣悪な住宅も少なからず存在したし、その部屋数にしてもわずかに二というのが通例であった。それゆえ、ヴェンツェルの「社会的業績」の内実を評価する際には、以下の四点がしっかりとおさえられてしかるべきである。第一に、彼の大地所有は、「革命的プロレタリアートの中心地」³⁸⁾の一つであった中部ドイツの工業地域に存したことを想起する必要がある。工業労働者の闘争は、農村労働者にも大きな影響を及ぼさずにはおかなかった。第5表³⁹⁾から看取されるとおり、ブルジョア政党が多数派を握るザルツミュンデはともかくとして、共産党(KPD)と独立社会民主党(USPD)が優位を誇ったトイチェンタールにおける工業労働者の運動は、同時に、「砂糖王」ヴェンツェルに直接向けられた闘いでもあった。ヴェンツェルの社会的施策の目的は、したがって、なによりもまず、農村労働者を革命的闘争から遮断する点にこそおかれていたのである。

第二に、工業中心地に位置する農業地域あるいはその近在にあって、労働力

36), 37), 38) Vgl. ebenda, S. 143.

39) Ebenda, S. XXI Anhang 7, より作成。なお、ブルジョア政党統一会派には、ドイツ国家人民党・ドイツ人民党・ドイツ民主党が包括されている。A. プエスによれば、ザルツミュンデは、ヴェンツェルの政治的影響のもとで「反動の牙城」と化した。Vgl. ebenda, S. 67.

第5表 1921年2月の地方選挙 (Landtag) における得票数

| | 共産党 | 独立社会 民主党 | 社会民主党 | 中央党 | ブルジョア政 党統一リスト |
|---------------------|-----|-------------|-------|-----|------------------|
| Salzmünde | 102 | 3 | 6 | 11 | 230 |
| Schraplau | 645 | — | 53 | 5 | 397 |
| Langenbogen | 374 | 3 | 7 | 3 | 174 |
| Ober-Teutschenthal | 265 | 110 | 2 | — | 199 |
| Unter-Teutschenthal | 753 | 183 | 2 | — | 349 |
| Schochwitz | 40 | — | 4 | — | 29 |
| Zappdorf | 261 | — | 17 | 28 | 90 |
| Quillschina | 94 | — | — | 10 | 73 |
| Eisdorf | 272 | 62 | — | 1 | 172 |
| Stedten | 504 | — | 77 | 60 | 276 |
| Höhnstedt | 455 | 7 | 2 | — | 292 |
| Fienstedt | 94 | — | — | — | 87 |

の農業外への流出は、労働力不足のきわめて深刻な事態をもたらさざるをえない。ヴェンツェルにとっても決して例外ではなかったこのような事態を阻止するために、彼は、工業労働者の既得権に接近する諸条件を示す経済的譲歩を余儀なくされた。第三に、一見すると公益性の重視にも見える社会的施策も、実は、ヴェンツェル常用の政治的・経済的強制手段をその背後に潜ませていた。彼は、働き手となりうる全家族員が自分の経営内で従事することを約した農村労働者家族のみに、社宅を供与したのである。解雇を通告されるか、あるいは依願退職する労働者は、即刻、住居から立ちのかなければならなかった。この意味で、社宅の提供は、労働力の確保ないしは固縛の一策としての現実的機能を果たしたのであった。

そして、第四に、各種の社会的方策をほどこすことによって、ヴェンツェルは、彼が与える恩恵に浴していると感じる監督・農場管理人・機械番等の、高い俸給を得る基幹労働者層の創造を企図した。一言にして、「農業資本による農業労働貴族層の育成」⁴⁰⁾が、それである。農村労働者住居の供与を含む様々

40), 41) *Ebenda*, S. 144.

な施策は、職員・使用人等の優良労働者の状態をいっそう改善し、下層労働者 (Handlangermasse) との格差を深化・拡大する「労働者層の分解」⁴²⁾を加速化させる帰結を伴わざるをえなかった。反抗的なふるまいがあったかどて即時解雇された労働者には、間髪を入れず、住居明け渡し⁴³⁾の告訴が追いうちをかけたのだった。

第6表 記念基金の実態

| | |
|----------|------------|
| 基金総額 | 500,000マルク |
| 年運用額 | 20,000 |
| 一社あたり運用額 | 10,000 |
| 使用人用年金額 | 6,670 |
| 労働者用年金額 | 3,330 |

第7表 ボルツェ社における年金額 1924年

| | 人数 | 一人あたり年金額 |
|-----|-------|----------|
| 使用人 | 93人 | 71.72マルク |
| 労働者 | 1,022 | 3.26 |

1915年に、50万マルクの資金で創設された記念基金の運用状況を見ると、この間の実情がいっそう鮮明になる (第6・7表⁴²⁾参照)。基金の規約によれば、年金額としては、4パーセントの基金利子が毎年利用され、ヴェンツェル社とボルツェ社がこれを折半することになっていた。また、使用人数と常雇い労働者数の比率は、1924年から28年までの全期間中1対12だったのだが、前者に資本利子の三分二が振り向けられるのに対して、労働者階層が得る年金は、その三分の一にすぎなかった。第6表は、この点を表示しており、続く第7表は、規約上可能なボルツェ社の支給年金額を1924年について記したものである。使用人と労働者の格差は、一目瞭然であろう。彼らは、また、10年間の勤務を無事果たし終えなければ、年金受給資格を得られなかったし、支給そのものも幹部の自由裁量にまかされていた。いささかの反抗的態度も示さず、家族員を伴ってあらゆる下僕的 (knechtend) 仕事に一生涯いそまなければならぬ「ヘルシャフトにとっての従順な臣民」⁴³⁾とすべき職員・労働者だけが、主人からほどこされる恩恵に浴することができた。このようにして、ヴェンツェルの社会的施策は、言わば「プロイセン=ドイツ的従順の習性」⁴⁴⁾を身につけた

42) Ebenda, S. 146f. より作成。

43) Ebenda, S. 29.

第8表 使用人支援金庫の実際 (マルク)

| | |
|-----------------------|------------|
| 1. 繰り越し高(1924.7.1現在) | 330,968.27 |
| 2. 積み立て金(1924-1928年) | 140,255.95 |
| 3. 合計 | 471,224.22 |
| 4. 資本勘定へ転記(1928.6.30) | 418,851.65 |
| 5. 金庫繰り越し高(3-4) | 52,372.57 |

従業員の育成・陶冶策としての一面をまちがいに併せ持ったのだった。さらに、自己資本から回されたこの種の基金そのものが、

免税特権を享受したというだけではなく、同時に、これを巧妙な脱税策としても用いていた事実が看過されてはならない。第8表⁴⁴⁾を見よう。当該の金庫には、1928年時点で、47万マルク強の金額が無税で蓄えられていた。ヴェンツェルは、そのうちわずかに5万マルク強だけを金庫本来の目的のために使ったにとどまり、40万マルク以上もの高額を資本勘定に転記することにより、そこから87,883.38マルクの企業家資本を捻出したのである。それゆえ、この種の基金が計画どおりの目的用に全額振り向けられていたわけでは必ずしもない。そうではなくて、むしろこれは、追加的な経営資本あるいは蓄積資本に転用されて、結果的に脱税のための隠れみものとして、言わば悪用された点が見のがされてはならない。一言にして、それは、資本蓄積の際の税金のがれの一策にほかならぬ実質的役割をも担ったのだった。

純然たる博愛的配慮ではなく、見まごうべくもない資本家的利潤追求の観点から、こうした「社会的業績」の本質を規定した契機であるとするA.ブエスの結論づけは、そのかぎりでは正しい。「搾取と博愛」の「二つの顔」を巧みに使いわけた地主・企業家バスターナリズムを評価する時に、このことは、当然踏まえられてよい基礎的事柄の一つであろう。次節においては、ヴェンツェルの地域管理政策の実態を検討する。

44) 拙稿「ドイツ農業・土地制度史上の二つの問題について——GutsherrschaftとDomänenpächter——」[広島大学経済論叢]第17巻、第1号、1993年、193ページ。

45) A. Bues, a. a. O., S. 149, より作成。

IV ヴェンツェルの地域管理政策⁴⁶⁾

ヴェンツェルの「社会的業績」の第一のねらいが、工業労働者の革命的闘争の影響から農村労働者を隔離する点におかれていたことは、先述のとおりである。このような目的は、同時に、彼の自治体政策を規定するものでもあった。第9表⁴⁷⁾から知られるとおり、下トイチェンタールのゲマインデ議会における左翼勢力は、1921年に至るまで圧倒的優位のもとにあったが、その後ブルジョア・ブロックが懸命な巻きかえしをはかり、同議会内の政治的配置は右方へシフトする。こうして、1921年と24年には、一種の均衡状態が成立する。1929年の選挙においても事態は基本的に変わらず、1924年の情況が維持されている。ただし、その際、鉄かぶと団 (Stahlhelm) に所属しつつ、ヴェンツェルの忠実な代理人 (Prokurist) を勤めた Steidl が、下トイチェンタールの議会選挙で当選を果たしたことから、上トイチェンタールにおいては、ヴェンツェル自身がゲマインデ議員に選出された事実が記憶にとどめられてしかるべきである。この時、ヴェンツェルは、選挙民の一部に対して、換金可能な10ポンドの大麥引き換え券を発行した。A.アエスは、これを議席獲得のための買収工作の一種と見なしている。

次なる実例は、領地区域 (Gutsbezirk) 解体の拒絶である。ヴェンツェルが

第9表 下トイチェンタールのゲマインデ議会

| | 共産党 | 社会民主党 | ブルジョア・ブロック |
|-----------|-----|-------|------------|
| 1921年まで | | 11 | 1 |
| 1921年 | 2 | 3 | 4 |
| 1924年 (a) | 3 | 2 | 4 |
| (b) | | 4 | 5 |

46) ここでの分析は、おもに、ebenda, S. 99-113, に基づいている。

47) Ebenda, S. 100f. より作成。ただし、1921年までの数値11は、独立社会民主党と共産党との議員の合計であり、1924年 (b) は、上トイチェンタールの数字である。

第10表 ヴェンツェルのグーツベツィルク

| | 住民数 | 編入予定ゲマインデ |
|-----------------|-----|---------------|
| Langenbogen | 12 | Langenbogen |
| Schraplau | 41 | Schraplau |
| Haus Würdenburg | 75 | Teutschenthal |

持つ三つの自立的グーツベツィルクの住民数は、第10表⁴⁸⁾のとおりであった。1918年の11月革命後、「封建制の残滓」⁴⁹⁾あるいは「行政上の

グーツベツィルクの農場領主制の残滓」⁵⁰⁾と言われるグーツベツィルクの廃棄が、具体的に提起され、その後、1929年になって「グーツベツィルクの最後の残滓」⁵¹⁾も消滅していったことは、周知の事実である。ヴェンツェルは、このグーツベツィルクの解体に激しく抵抗した。では、その理由はなんであったか。次に、この点を見てみよう。

グーツベツィルクに与えられた税制上の優遇措置には、まさに格段のものがあつた。すなわち、逆に言うとゲマインデは、グーツベツィルクに比して、土地・建物税については200パーセント、所得税では250パーセント、そして営業税も同じく250パーセントずつ高い税負担を課されていた。ゲマインデは、グーツベツィルクが本来負うべき責任の一端を肩がわりさせられていた、とも言えよう。領地区域は、一種の「減税天国」⁵²⁾ Steueroaseの特権下におかれていたのである。それは、とりわけ次のような経費について顕著に妥当した。第一に、ヴェンツェルの連畜が自由に通行した自治体内の道路の維持・補修は、すべて自治体自身の負担で行われた。第二に、ヴェンツェルは、自分の領地区

48) *Ebenda*, S. 102, より作成。49) *Ebenda*, S. 102.50) Hans Rosenberg, *Die Pseudodemokratisierung der Rittergutsbesitzerklasse* [1958], in: Hans-Ulrich Wehler (Hrsg.), *Moderne deutsche Sozialgeschichte*, 3. Aufl., Köln · Berlin 1970, S. 293, 大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』未來社, 1978年, 32ページ。なお、以下での原書の引用は、*Die Pseudodemokratisierung*, と略記する。51) Heide Wunder, *Die bäuerliche Gemeinde in Deutschland*, Göttingen 1986, S. 117.52) Klaus Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familiensideikommiß in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart 1990, S. 165. なお、本書の概容については、長井榮二による簡潔な「紹介」、前掲『西洋史研究』142-149ページを、また、わたくしの見地からするヘス批判としては、さしあたり、拙稿「ドイツにおける近現代土地制度史研究の新展開——『ベルリン会議』とK.ヘスのフィディコムス論——」【広島大学経済論叢】第15巻, 第3・4号, 1992年, 所載, 参照。

域の児童14人のためには、その教育費1,173マルクの支払いを引き受けたものの、彼のもとで両親が働いていた、就学義務ある別の児童117人分については、ただの1プフェニヒも支弁しなかった。こうした義務教育の財政負担は、自治体の上に重くのしかかったのである。

そして、第三に、自治体は、救貧のための主要な負担をも背おわなければならなかった。身体障害者と老齢年金受給者を支えたのは、自治体であった。これに対してヴェンツェルは、このような義務を全然負わなかったばかりではなく、かえってそれを逆用しさえした。と言うのはこうである。ある労働者夫妻は、33年間の永きにわたり領地区域で額に汗して働いてきた。ところが、夫が死亡したのち、未亡人が罹病して倒れると、ヴェンツェルは、領地区域の労働現場から彼女を放逐しただけでなく、同時に、自治体内にあった彼らの小住居(Deputatswohnung)からの立ちのき要求までつきつけたのである。一例にすぎぬとは言え、グーツヘルが、用済みとなった労働者の扶養を自治体におしつけた事実は、明白であろう。第四に、こうした「領地区域からの労働者の追放」⁵³⁾によって、自治体内の住宅不足はますます深刻化する。あまつさえ、ヴェンツェルらの領地区域所有者が、自治体にある家屋を買い占め、これを他所からやってきた人々に使わせるだけならまだしも、いったん彼らが農場での仕事を失うや、ただちに先の家屋から強制的に退去させられて、行き場を失った彼らは結局、自治体にとどまるほかなかったため、この住宅不足は、いよいよ激化の度を強めざるをえなかった。かてて加えて、消防隊・墓地・霊安室・職業実科学学校の維持もまた、自治体の負担であった。領地区域は、分担金をいっさい負うことなく、これらを利用できる便益だけを享受したのである。

ヴェンツェルは、領地区域の解体に執拗に反対し、彼と自治体との闘争は長期化の様相を早したが、1928年に至って、ついに最終的な決着を見る。プロイセン内務省は、同年9月30日発効の省令により、当該地域に残存する合計11の領地区域の解体を公布したのである。ヴェンツェル自身の三つの領地区域は言

53) A. Bues, *z. z. O.*, S. 105.

うまでもなく、廃棄の決定を受けた領地区域のほとんどすべてのものが、彼の勢力範囲内に存在した事実は、この間の事情を勇介に物語ってあまりあると言いえよう⁵⁴⁾。

V ナチズムとヴェンツェル

1 ヴェンツェルの最期⁵⁵⁾

「ヴェンツェル・コンツェルン」⁵⁶⁾を率いて、中部ドイツ粗糖工場連合(Vereinigung mitteldeutscher Rohzuckerfabriken, 略称 Vemiro) 会長, 兼ハレ砂糖販売株式会社(Zuckertriebsgesellschaft Halle AG) 社長, そして, 砂糖信用銀行(Zuckerkreditbank) 頭取の要職に就いていただけではなく, さらに, ドイツ砂糖工業中央組織と国際的砂糖問題委員会との有力メンバーをも兼ねていた⁵⁷⁾点で, まさしく「砂糖王」あるいは「農業王」⁵⁸⁾との異名をとるにふさわしい足跡を残したカール・ヴェンツェルは, 文字どおりヨーロッパきっての「砂糖独占」⁵⁹⁾資本家の一人にほかならなかった。

カールがナチス党員でなかったことは, 厳然たる事実である。しかし, ヴェンツェル社の社内報『われわれの経営』から知られうるかぎりでは, 彼は, ドイツ・ファシズムのスペインへの軍事介入や反ユダヤの「人種理論」⁶⁰⁾を支持する記事をさかんに載せたばかりではなく, さらに, SA 騎兵部隊(Reiterstaffel)の駐屯地をザルツミュンデに設けて, その主たる維持資金の提供さえはばからなかった。ヴェンツェルの影響力下にあったハレ精糖工業からSAに与えられた寄付金額は, 1934年より1940年までの総計で, 86,672.35マルクに達した。また, ヴェンツェル自身の農業経営からは, 1934-1942年の間

54) Haus Würdenburg が自治体トイチェンタールに編入されたのは, ようやく1933年になってからのことであった。ヴェンツェルは, 領地区域の解体に最後まで抵抗した。Vgl. *ebenda*, S. 107.

55) 本節の叙述は, 主として, *ebenda*, S. 169-172, 202-218 u. 227-243, に依拠している。

56) *Ebenda*, S. 172.

57) Vgl. H.-H. Müller, *Pächter und Güterdirektoren*, S. 274.

58) A. Bues, *a. a. O.*, S. 143.

59) *Ebenda*, S. 171f.

60) *Ebenda*, S. 217.

に合計78,556.75マルクがSAのために寄付されている。「砂糖独占」の総帥カール・ヴェンツェルが、のちにファシズムによる犠牲者となったにしても、その生成・展開期にあって、ナチズムの協力者ないしは擁護者としての役割を果たしていたもう一面の事実が看過されてはならない。この点をおさえるに、ヴェンツェルが示したウクライナへの次のような野望を見るにしくはないであろう。

さて、Vemiroの関連資料から、以下の事実が判明する。Vemiroの一作業部会は、1942年にすでに、ウクライナにあったソ連の砂糖工場を引き受けるか否かの問題にたずさわっていた。ヴェンツェルは、ソビエト領ウクライナのドイツ軍占領地域に存した合計10の砂糖工場の視察に腹心の部下を派遣するとともに、その帰還を待って、同年11月30日の部会会議において、当該の問題に対処する基本姿勢を固める。それは大略、以下のとおりであった。ウクライナの砂糖工場を引き受ける際、ヴェンツェル社が、Vemiroにかかわって、出先機関(Einsatzfirma)としての責任を果たすにやぶさかではない。ただし、そのためには二つの条件が必要である。すなわち、10工場のすべてではなく、生産技術的に見て、諸設備が比較的整った四つの工場のみを管財人(Treuhänder)の管理下におき、ヴェンツェルの優秀な部下がこの任にあたること。これが第一。そして、将来に備えて、「再民営化」⁶¹⁾の道を残しておくこと。これが第二。ヴェンツェルは、ソ連邦の財産を再民営化して、自分の私有財産に転化することを目ろんだのだった。とまれ、「^{インペリウム・ゲルマニアエ}ゲルマン民族の帝国」⁶²⁾の帝国主義に固有なその「腐朽性」⁶³⁾を極限までおし進めた「ヒトラー・ファシズム」⁶⁴⁾とカール・ヴェンツェルとの政治的・経済的利害追求は、ウクライナ略取の点で基本的に一致していたことが、ここで確認されなければならないであろう。では、

61) *Ebenda*, S. 234.

62) Fritz Fischer, *Griff nach der Weltmacht. Die Kriegszielpolitik des Kaiserlichen Deutschland 1914/18*, 3. Aufl., Düsseldorf 1964, S. 823. 村瀬興雄監訳『世界強国への道——ドイツの挑戦、1914-1918年——』岩波書店、1983年、419ページ。

63), 64) A. Bues, *a. a. O.*, S. 202.

1944年に至って、なぜ、ヴェンツェルはナチズムの手にかかり処刑されたのか。ドイツ大土地所有の現代史のひとつまを探る上で、無視しえぬこの微妙な問題点の検討を避けて通ることはできない。

ナチズムによるヴェンツェルの逮捕と処刑の直接的原因は、彼がいわゆる「ロイシュ・グループ」⁶⁵⁾ Reusch-Kreis に所属した点にある。その顔ぶれは、Gute-Hoffnung-Hütte 重役のロイシュを中心として、合同製鋼株式会社社長 Vögler・A E G 社長 Büchner・Meyer (アウグスブルク)・Bosch (ハイデルベルク)・von Siemens・Schacht・Woermann 教授 (ハレ)・ヴェンツェル・Hardenberg 伯爵・Bernsdorf・Zitzewitz・Puttkammer・Dohna の計14人に達した。ロイシュ・グループの会合は、通常、トイチェンタールのヴェンツェル宅で催された。彼らは、1943年2月のスターリングラードにおけるドイツ軍の壊滅の前からすでに、西欧列強との和解の途を探っていた。グループが模索した西側諸国との単独講和の大筋は、ひっきょう、対ソ連戦争を継続しつつ、欧米独占資本主義とドイツ帝国主義とのこの点での共通の利益に訴えて、独占資本家としての安定的足場を確保するという一点に絞られたものだった。スターリングラードに至るまで、彼らは、ヒトラーに鋒先を向ける反乱など夢想だにできなかった。ヴェンツェル自身もまた、永く、ドイツの戦勝を信じて疑わなかった。

1943年2月、事態は一変する。その後、ゲルデラー (Carl Goerdeler) の対ヒトラー・クーデター計画が真剣に討議されることになるのである。1944年7月、彼らは、何回目かの謀議をヴェンツェル邸でめぐらせる。策謀は発覚し、ゲルデラーを財政的に支援したヴェンツェルをはじめとして、グループのメンバーは、1944年7月31日に一網打尽逮捕される。ヒムラー (Heinrich Himmler)・サイドとSA部隊長 Litzmann らの釈放への働きかけも空しく、ナチス国民裁判所 (Volksgerichtshof) による死刑判決がヴェンツェルに下される。処刑は、1944年12月20日に執行された。ゲルデラーとともに処刑された

65) *Ebenda*, S. 236.

ロイシュ・グループの唯一のメンバーが、ヴェンツェルだった。他のメンバーに対する裁判は、いっさい行われなかった。ヒムラーの侍医 Kersten の回想するところによれば、ヴェンツェルへの有罪判決にとって決定的だった事由は、ヒムラーの前副官で、のちのクリミア総督となる、当時SS司令官 von Alvensleben の偽証であったとされている。ちなみに、ヴェンツェルは、1933年以前からすでに、アルヴェンスレーベンが所有する騎士農場 Schochwitz を借地していた。多額の負債をかかえるアルヴェンスレーベンは、ヴェンツェルから得た借地料を、債務の返済に充当しなければならなかった。そればかりではない。ヴェンツェルは、1936年に、125,000マルクもの少なからぬ貸付金をアルヴェンスレーベンのために融通していた。A.ブエスは、ヴェンツェルのこの顛末を、「支配階級自体の所有戦争の犠牲」⁶⁶⁾ になったにすぎぬと論断した。

2 その後の経緯⁶⁷⁾

1944年7月20日の数日後、ナチスは、ヴェンツェル夫妻の全財産を差し押さえた。妻のエラは、有罪判決をまぬがれたものの、ベルリン近郊のかの悪名高きラーヴンスブリュック (Ravensbrück) 女性専用強制収容所に送られる。彼女は、翌1945年3月21日によく釈放された。アメリカ軍がトイチェンター方面へ同年4月13日に進駐してきたのち、エラと息子のカール・フリードリヒは、ただちに財産取りもどしの闘いを始める。アメリカ軍当局は、ヴェンツェルの右腕だったシュタイドルをトイチェンタールの村長 (Bürgermeister)

66) *Ebenda*, S. 243. ロイシュ・グループに、ゴスヴァイラー (Kurt Gossweiler) のいわゆる「アメリカ派」のシャハト (Hjalmar Schacht) が加わっていたことは、なにかしらし唆的である。「所有戦争の犠牲」になっただけというA.ブエスのいささか浅薄な、この結論づけのみをもってしては、つかみきれぬ微妙な問題がここには潜む。とりあえず、レーニンの古典的な文言を使って、資本類型論的見地から、次のように言うだけにとどめておこう。すなわち、当該のグループを、「民主的な資本」と呼ぶことには確かに重大な疑義が残るにせよ、他方、彼らは、少なくとも「オクチャプリスト的な資本」ではなかったと見なしてもよいのではないかと。
【レーニン全集】第34巻、大月書店、1959年、497-501ページ、所収の「ア・エム・ゴリキーへ (1911年1月3日)」、K.ゴスヴァイラー著、熊谷一男編訳『現代のファシズムと金融資本』未來社、1977年、82-104ページ、を参照。

67) ここでの分析は、おもに、A. Bues, *a. a. O.*, S. 242-249, を基礎にしている。

に、そして、カール・フリードリヒ・ヴェンツェルをショホヴィッツの村長、兼農民指導者 (Ortsbauernführer) に任命するとともに、1945年4月20日、ヴェンツェルの全財産の返還を決定する。しかし、ヴェンツェル社の存続が軌道に乗るかに見えたのも、つかの間のことであった。ポツダム協定に基づいて、ソ連軍がアメリカ軍にかわって当地を占領し、いわゆる「民主的土地改革」⁶⁸⁾が実施される運びとなり、アメリカ軍政当局の先の決定は、白紙撤回されることになったからである。

C. F. ヴェンツェルは、大土地所有の分割が国民への栄養補給にとってのマイナス要因でありこそすれ、決して有益とはならぬであろう旨を、地方土地委員会に対してくり返し陳情する。1945年10月11日の請願書が述べる内容は、声涙ともにくだっている。すなわち、わがヴェンツェル社の大土地所有は、種苗栽培を伴う「模範的な有機的経営 (Zusammenwirtschaft)」⁶⁹⁾を展開してきた。農工「一体の経営」⁷⁰⁾ gemeinsame Wirtschaft の質を高め、もって、産出高をできうるかぎり増大させるための努力も、惜しみなく払ってきたつもりである。土地改革が実行されたあかつきに、これらの経済的支出の成果が水泡に帰するとすれば、それは、まことに勿体ないことなのではあるまいか。国民の栄養補給を推進する上での多人の損失が生じるであろう帰結は、目に見えているからである。それゆえ、もしも強制収用の実施がどうしても避けられないというのであれば、少なくとも農業経営の共同遂行 (gemeinschaftliche Bewirtschaftung) だけは、是非指令していただきたい。あわせて、100ヘクタールに満たない規模の、収用の対象から外された残余農場 (Restgut) を二つだけ、母と自分用に留保することをお認めいただければ幸甚である、と。C. F. ヴェンツェルが求めた残余農場は、ザルツミュンデと Fienstedt に位置するものだった。

68) *Ebenda*, S. 245.

69), 70) *Ebenda*, S. 246. ドイツ大土地所有の一部が果たした、周辺に散在する自余の地主農場と農民経営の双方に対する模範的な影響とその教育的効用を含蓄する「M. ウェーバー＝H. H. ミュラーの視点」の意義を、ここでいまだ一度想起しておくことも、あながち無駄ではないであろう。なお、この点の詳細については、I はじめに に挙げた二つの拙稿を参照。

た。

また、これに先立つ1945年10月4日のエラの陳情書では、ザルツミュンデにおいて住民の土地取得要求は皆無であること、そして、残余農場がエラに与えられることは、当地の農村住民の願いにも添う健全な方策にはかならぬ点が強調され、同年10月3日のC.F.ヴェンツェルの請願書の場合にも、同様に、フィエンシュテット農場の留保と近在の住民感情との一致が力説されている⁷¹⁾。

しかし、ザクセン州の地方管理当局は、ヴェンツェル家へのフィエンシュテット農場の附与に限って妥協しただけで、ザルツミュンデの残余農場扱いと大土地所有の「共同管理」⁷²⁾との要求に関しては、これを峻拒した。この決定を不服としたカール・フリードリヒは抵抗を続けるが、1945年11月14日、ついに逮捕される。翌1946年4月30日に釈放された彼は、ただちに西ドイツへ赴く。しかし、その後、彼は失意のうちに自殺をとげ、ドイツ大土地所有の現代史に刻まれた悲劇のひとつは、その幕を閉じたのであった⁷³⁾。

アウシュヴィッツに連繫する一筋の連続線で、ドイツ近現代史における「ユンカーの歴史的罪過」⁷⁴⁾を厳しく糾弾する「定言的にアンティ・グーツヘル」⁷⁵⁾と

71) ここにもまた、旧東独の「土地改革」の歴史的評価にかかわる微妙な問題が潜むように思われる。本稿では、とりあえず、以下の一点のみを指摘しておきたい。すなわち、もしエラらの陳述どおり、残余農場の留保が、当地の住民感情に添うものでもあったとすれば、それは、地主と住民との敵対的關係ではない、ハレ地域一円における両者の、ある種独特の良好な近隣関係とも言うべきものの存在をうかがわせるかに見えるからである。H. ヴンダーが、18世紀以前の村落の人間関係について、「地主・農民関係のアンサンブル」と呼んだその表現を借用するならば、ナチズム下にあってもなお保たれた「地主・住民関係のアンサンブル」とも言える地域住民の生きざまを、ここからかいま見る思いがすると言っては、はたして言いすぎであろうか。Vgl. H. Wunder, *Das Selbstverständliche denken. Ein Vorschlag zur vergleichenden Analyse ländlicher Gesellschaften in der Frühen Neuzeit, ausgehend vom „Modell ostelbische Gutsherrschaft“*, in: Jan Peters (Hrsg.), *Gutsherrschaft als soziales Modell. Vergleichende Betrachtungen zur Funktionsweise frühneuzeitlicher Agrargesellschaften*, München 1995, S. 35.

72) A. Bues, a. a. O., S. 248.

73) ラーヴンスブリュックにおける強制収容所生活を経験したカールの妻エラは、第二次世界大戦直後の1949年に、ハレで息をひきとった。Vgl. *ebenda*, S. 249 Anm. 1).

74) Hartmut Harnisch, *Die Herrschaft Boitzenburg. Untersuchungen zur Entwicklung der sozialökonomischen Struktur ländlicher Gebiete in der Mark Brandenburg vom 14. bis zum 19. Jahrhundert*, Weimar 1968, S. 264.

いう厳格な観点が、旧東西両ドイツの社会史と農業史の両研究分野にあって、終始堅持され続けた一つの基礎視角だったこと、そして、その底流に息づいていた「ルソー=ジャコバン」的な原則的立場が、民主的農民解放を支持する見地を積極的に継承しようとするものであったことは、もとより、充分評価され、かつ正当に受け継がれてゆかなければならない。しかし、最後に、誤解をおそれずにあえて比喩的な感想を述べるとすれば、次のようにならうか。すなわち、ドイツ大土地所有が、一方において、アウシュヴィツに連繋する「20世紀のドイツ史における連続性の問題」⁷⁵⁾を刻印づける「重い歴史的負荷」⁷⁶⁾の主要な一契機だったことは、否定すべくもない事実であり、先述のとおり、この点が深く銘記されてしかるべきであることは、言わずもがなであるとしても、それにもかかわらず、他方、ヴェンツェルに象徴されるその一部が、同時に、よし「英雄的な抵抗の戦士」⁷⁷⁾ではなかったにせよ、結果的に、ナチズムにより「迫害された人々」⁷⁸⁾として、先の「連続性問題」の視座とはとりあえず別個の仕方、ラーヴンスブリュックにも連繋した事態の一半は、いったいどうなってしまうのだろうか。H.-H. ミュラーの口吻を借りて別言するならば、「アンハルト (Anhalt) とザクセン州との農業における普遍的現象ではいささかもない」⁸⁰⁾例外事例と割り切るだけでは済まされない、なにかしら微妙な、プロイセン=ドイツ史の問題がここに残ると感じることは、はたして、不当かつ不健全な印象にすぎないのであろうか⁸¹⁾。

75) Heinrich Kaak, *Die Gutsherrschaft. Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin · New York 1991, S. 302.

76) H.-U. Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 238, 大野英二・肥前栄一訳「ドイツ帝国 1871-1918年」未来社, 1983年, 344ページ。

77) *Ebenda*, S. 239, 同上邦訳書, 345ページ。

78), 79) H. Rosenberg, *Die Pseudodemokratisierung*, S. 288, 前掲邦訳書, 21ページ。

80) H.-H. Müller, Die „Gesellschaft Wirtschaftsamt Gänsefurth m. b. H.“ — der Versuch zur Rettung eines adligen Gutes, in: *Mitteilungen des Vereins für Anhaltische Landeskunde*, 2. Jg., 1993, S. 165.

81) 少なくとも、「『グーツヘル階層の社会経済的 Differenzierung 分化』を視野に収めなければならぬ方法的必要性」と等しなみの、「ユンカー階級の社会経済的分化」を冷静に精査すべき。プロイセン=ドイツ史上の一課題が依然として残るとだけは言ってよいのではあるまいか。前掲『西洋史研究』所載の小稿、同誌、170-172ページ、参照。